

歴史地理学会 著作権規程

【目的】

第1条 本規定は、本学会に投稿される論文等（本学会の「歴史地理学」投稿規定に定める投稿原稿の種別および彙報等を含む。以下合わせて論文等という）に関する会員及び投稿者（以下、あわせて「会員等」という）の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

【用語の定義】

第2条 本規定において使用する用語の定義は次の各号のとおりとする。

1. 著作物：本学会を介して情報発信されるすべての著作物であって、著作権法第2条第2項第2号が定めるところの著作物と同一の意味を有する。
2. 著作者：本学会の会員等であって、著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。
3. 著作財産権：著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条から第28条に規定されるすべての権利*を含む。
4. 著作者人格権：著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条から第20条に規定されるすべての権利**を含む。
5. 著作権：著作者人格権および著作財産権のことをいう。

【著作権の帰属】

第3条 本学会に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作財産権は、本学会に最終原稿が受理された時点から原則として本学会会長に帰属する。

2. 本学会会長に帰属する著作財産権に関する運用は常任委員会が行う。
3. 特別な事情により第1項の原則が適用できない場合、著作者は投稿時にその旨を投稿窓口あてに文書にて申し出るものとする。その場合の著作財産権の扱いについては著作者と本学会会長との間で協議の上措置する。
4. 本学会の出版物に投稿された論文等が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合、本学会会長は当該論文等の著作財産権を著作者に返還する。

【著作者人格権の不行使】

第4条 著作者は、以下各号に該当する場合、本学会および本学会が著作物の利用を許諾した第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。ただし、本学会は著作者の名誉・声望を害することのないように、注意を払うものとする。

- (1) 翻訳およびこれに伴う改変
- (2) 電子的配付に伴う改変
- (3) アブストラクトのみ抽出して使用
- (4) 前各号の他の利用に伴う改変

【第三者への利用許諾】

第5条 第三者から著作権の利用許諾申請があった場合、本学会は常任委員会において審議し、適当と認めたものについて申請に応ずることができる。

また、複製については利用許諾する権利の運用を常任委員会の承認を得て外部機関に委託することができる。

2. 前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れ学会活動に有効に活用する。

【著作者の権利】

第6条 本学会会長に帰属する著作財産権を利用する場合は本学会の許諾を必要とする。

2. 著作者自身が自身の論文等の全部または一部を自身の用途のために複製、翻案するなどの形で利用する場合は、本学会では原則的に異議申し立て、もしくは妨げることをしない。また、本学会の出版物発行後に著作者自身のWebサイト（著作者指定のサイトを含む）において、著作物を掲載することができる。ただしいずれの場合においても、著作者は事前に申し出を行ったうえ、本学会の指示に従うとともに利用する複製物あるいは著作物中に本学会の出版物にかかる出典を明記しなければならない。

3. 論文等のうち、本学会が査読のうえ学会誌への採録を決定して最終原稿を受領したものおよび学会誌記事については、著作者は他の学会に投稿することはできない。なお、研究発表要旨、大会発表予稿、本学会が主催又は共催する国際会議などの予稿、プロシーディングス原稿等（以下「発表要旨等」という）については、研究の途中成果とみなし、著作者が当該発表要旨等を研究の最終成果物とするため他学会等へ投稿することに対して、本学会は本学会会長が著作財産権を保有していることを理由に異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

【例外的取り扱い】

第7条 本学会と他の学協会等が共催する事業活動の際に、投稿される論文等の著作財産権についての別段の取り決めがある場合には、前各条にかかわらず、当該取り決めを本規定に優先して適用することができる。

【著作者の責任】

第8条 著作者は、本学会会長に対して、著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないことを保証するものとする。また、本学会会長に著作財産権が帰属する著作物を原因として、第三者から著作権の侵害、著作物による他人の名誉の毀損、その他の本学会に対する訴訟提起、権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等がなされた場合においては、本学会会長およびその著作者は協力して、これに対処するものとする。

【著作権侵害等の対応】

第9条 本学会会長が著作財産権を有する論文等に対して第三者による著作財

産権の侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本学会会長と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

【会長交代にともなう権利移譲】

第10条 本学会会長が交代する場合、会長が第3条により有する著作権は、無条件に新会長に移譲される。

【本規定の改廃】

第11条 本規定の改廃は総会の承認によっておこなう。

【その他】

第12条 本規定の定めがない事項に関しては、本学会会長および本学会の会員等は、別途協議のうえ円満に解決を図るものとする。

【付則】

この規定は2012（平成24）年5月12日から有効とする。2018年5月26日一部改正。

【脚注】

* 以下の権利を含む：複製権（第21条）、上演権及び演奏権（第22条）、上映権（第22条の2）、公衆送信権（第23条）、口述権（第24条）、展示権（第25条）、頒布権（第26条）、譲渡権（第26条の2）、貸与権（第26条の3）、翻訳権・翻案権等（第27条）、二次的著作物の利用に関する原作者の権利（第28条）。

** 以下の権利を含む：公表権（第18条）、氏名表示権（第19条）、同一性保持権（第20条）